

『用地補償と会計検査（令和 6 年 12 月 10 日発行）』【お詫びと訂正】

日頃より当会の出版物をご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、以下のとおり掲載内容の一部に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

項目	頁	誤	正																				
第 2 章 昭和 50 年 度から平成期を経て 令和 4 年度までの検 査報告事例 3. 分類別一覧表 (3)土地等管理・処分 (不当)	19	<table><tr><td rowspan="2">42</td><td rowspan="2">107</td><td colspan="3">補助事業で取得した道路用地を無断処分</td><td rowspan="2">103 万円</td><td rowspan="2">R4</td></tr><tr><td>不 当</td><td>無断処分</td><td>道路用地</td></tr></table>	42	107	補助事業で取得した道路用地を無断処分			103 万円	R4	不 当	無断処分	道路用地	<table><tr><td rowspan="2">42</td><td rowspan="2">107</td><td colspan="3">補助事業で取得した道路用地を無断処分</td><td rowspan="2">7054 万円</td><td rowspan="2">R4</td></tr><tr><td>不 当</td><td>無断処分</td><td>道路用地</td></tr></table>	42	107	補助事業で取得した道路用地を無断処分			7054 万円	R4	不 当	無断処分	道路用地
42	107	補助事業で取得した道路用地を無断処分			103 万円	R4																	
		不 当	無断処分	道路用地																			
42	107	補助事業で取得した道路用地を無断処分			7054 万円	R4																	
		不 当	無断処分	道路用地																			
第 3 章 用地補償の 分類別指摘事例 2. 土地等管理・処 分 (3) (不当)	108	●検査結果 市は、補助事業で取得した道路用地について、国土交通省の承認を受けずに、4 年 3 月から 5 年 3 月までの間、民間会社に対して駐車場用地として使用を許可していて、補助金適正化法第 22 条の貸付けに当たる財産処分を行っていた。そして、市は、これにより使用料 282 万円（国庫補助対象面積分に係る使用料 217 万円）を収納していたため、本来はこのうち国庫補助金相当額 103 万円について国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。 したがって、道路用地に係る国庫補助金交付額 6950 万円及び収納した使用料のうち国庫補助金相当額 103 万円は財産処分に係る手続が適正でなく不当と認められた。 指摘額 103 万円（補助金）	●検査結果 市は、補助事業で取得した道路用地について、国土交通省の承認を受けずに、4 年 3 月から 5 年 3 月までの間、民間会社に対して駐車場用地として使用を許可していて、補助金適正化法第 22 条の貸付けに当たる財産処分を行っていた。そして、市は、これにより使用料 282 万円（国庫補助対象面積分に係る使用料 217 万円）を収納していたため、本来はこのうち国庫補助金相当額 103 万円について国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。 したがって、道路用地に係る国庫補助金交付額 6950 万円及び収納した使用料のうち国庫補助金相当額 103 万円は財産処分に係る手続が適正でなく不当と認められた。 指摘額 7054 万円（補助金）																				